

桐生市行政措置予防接種の種類と対象者

No.	対象疾病（ワクチン）		対 象 者
1	季節性インフルエンザ	HAワクチン 経鼻弱毒生ワクチン	生後6か月以上でB類の対象者を除く全年齢 2歳以上19歳未満の者
2	経皮接種用乾燥BCG		予防接種法で定める対象年齢外で医師が必要と認める者
3	沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルスb型混合		予防接種法で定める対象年齢外であって、15歳未満で医師が必要と認める者
4	沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合		予防接種法で定める対象年齢外であって、15歳未満で医師が必要と認める者
5	沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合		予防接種法で定める対象年齢外で医師が必要と認める者
6	沈降ジフテリア破傷風混合トキソイド		予防接種法で定める対象年齢外で医師が必要と認める者
7	不活化ポリオ		予防接種法で定める対象年齢外で医師が必要と認める者
8	乾燥細胞培養日本脳炎	1期 2期	予防接種法で定める対象年齢外で医師が必要と認める者 予防接種法で定める対象年齢外で医師が必要と認める者
9	乾燥弱毒生麻しん風しん混合（MR） 乾燥弱毒生麻しん（M） 乾燥弱毒生風しん（R）		予防接種法で定める対象年齢外で医師が必要と認める者
10	小児用肺炎球菌	13価 15価 20価	2か月齢以上、6歳未満の者 予防接種法で定める対象年齢外であって、18歳未満で医師が必要と認める者 予防接種法で定める対象年齢外であって、6歳未満で医師が必要と認める者
11	肺炎球菌（23価）		B類の対象者を除く、2歳以上の者
12	ヒトパピローマウイルス 感染症（HPVワクチン）	2価 4価 9価	予防接種法で定める対象年齢外であって、満10歳以上の女子で医師が必要と認める者 予防接種法で定める対象年齢外であって、満9歳以上で医師が必要と認める者 予防接種法で定める対象年齢外であって、満9歳以上の女子で医師が必要と認める者
13	水 痘		予防接種法で定める対象年齢外であって、1歳以上で医師が必要と認める者
14	带状疱疹（乾燥弱毒生水痘ワクチン）		50歳以上の者
15	带状疱疹（乾燥組換え带状疱疹ワクチン）		50歳以上の者 带状疱疹に罹患するリスクが高いと考えられる18歳以上の者
16	H i b 感染症		予防接種法で定める対象年齢外であって、10歳未満で医師が必要と認める者
17	B型肝炎		（1）HBs抗原陽性の母親から生まれたHBs抗原陰性の乳児 （2）ハイリスク者（医療従事者、腎透析を受けている者、海外長期滞在者など）・一般の任意接種者 （3）汚染事故時（事故後のB型肝炎発症予防）
18	おたふくかぜ		1歳以上（生後24～60月の間に接種することが望ましい）
19	A型肝炎		1歳以上の小児が推奨される
20	狂犬病		全年齢
21	破傷風		全年齢
22	肺炎球菌	13価 15価	高齢者または肺炎球菌による疾患に罹患するリスクが高いと考えられる者 高齢者または肺炎球菌による疾患に罹患するリスクが高いと考えられる18歳以上の者
23	髄膜炎菌		2歳以上56歳未満（備考参照）
24	百日せき3種混合（DPT）		5歳以上で初回免疫が完了している者
25	RSウイルス		60歳以上の者 妊娠24～36週の妊婦
26	新型コロナウイルス感染症		生後6か月以上でB類の対象者を除く全年齢

注）予防接種の実施については、定期予防接種の実施要領に準拠して行う。

予防接種の実施については、予防接種リサーチセンター発行の「予防接種ガイドライン」最新版、薬機法に定められた 添付文書の用法用量による。